

税金特集号

2 月 5 日から確定申告受付が始まります。
日時、会場を確認の上、来場下さい。

建設長崎

February
No.644

2019年 2 月15日

1 部20円 組合員の購読料は組合費に含ます

印刷●株昭和堂 TEL 095-821-1234

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095-862-7121 FAX 095-862-5281 <http://www.kensetunagasaki.org/> 発行責任者●田上一郎 編集人●若杉孝雄

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 開催のご案内

安全帯の使用に関する安全衛生規則が改正 (平成31年 2 月 1 日より施行) され、「高さ 2m 以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務 (ロープ高所作業を除く)」は特別教育の対象業務となりました。つきましては、標記の特別教育を下記の内容で開催します。

1. 開催日及び会場

日 程	講習時間	会 場	定員
平成31年 2 月17日 (日)	9 時～16時 (受付8:30～)	建設技能会館 (長崎市城山町17-58)	20名
平成31年 2 月24日 (日)	9 時～16時 (受付8:30～)	建設技能会館 (長崎市城山町17-58)	20名

2. 受講対象者 (下記に該当する方)

- ・満18歳以上の者
- ・すでにフルハーネス安全帯を使用している者
- ・現場等でフルハーネス安全帯の使用を求められる者
- ・今後フルハーネス安全帯を使用するかもしれない者

3. 受講カリキュラム (学科 4, 5 時間 実技 1, 5 時間)

- 【学科】
- ・作業に関する知識 < 1 時間 >
 - ・墜落制止用器具 (フルハーネス型) に関する知識 < 2 時間 >
 - ・労働災害の防止に関する知識 < 1 時間 >
 - ・関係法令 < 3 0 分 >
- 【実技】
- ・墜落制止用器具の使用法 < 1 時間30分 >

※受講当日、ヘルメット・フルハーネス型安全帯 (お持ちの方) 持参してください。

4. 講習料 (テキスト代含む)

建設長崎会員 6, 000円 会員外 8, 000円

5. 受付方法

各支部において随時受付。申請書に講習料・写真 2 枚 (2. 4cm × 3. 0cm) を添えて提出ください。
なお、定員になり次第締め切ります。早めの申し込みをお願いします。

※本人確認のため、下記のいずれかを添付してください。

- (氏名・生年月日を公的に証明する書類の写し)
- ・運転免許証・住民票・健康保険証・各種技能講習等の修了証



年頭のあいさつをする
船津委員長

はじめに、本部役員を代表して船津執行委員長は、昨年、組織の強化拡大で、前年度に続き拡大四〇〇名を達成し、三年連続で組織が純増することができたことについて御礼を述べられた後「建設産業における状況は、労働者不足と賃金や

労働環境の改善を図るため、公共工事設計労務単価が六年連続引き上げられました。本年四月からは、将来にわたる建設業の担い手確保を目指した『建設キャリアアップシステム』も本格始

動が予定されています。労働者の処遇改善が求められている中、引き続き、私たち技能者の賃金・単価等の労働条件改善を勝ち取って行かなければなりません。そのためには、今年の四月に行われる統一自治体選挙、七月の参議院選挙において、諸要求実現に向け各級推薦議員の勝利を目指し頑張ります」と年頭のあいさつを述べました。

「二〇一九年建設長崎新春旗開き」が、一月五日 (土) 十一時より組合本部で開催。組合より本部役員をはじめ青年部・主婦会の代表、書記局の他、労働団体代表、推薦議員にも出席を頂き、全体約一〇名が集い新春の挨拶を交わしました。

2019年
新春
旗開き

組織の強化・仕事確保を重点に!!

統一地方選挙を勝利しよう!

来賓のあいさつでは、連合長崎の宮崎会長、西岡秀子衆議院議員、社民党長崎県連代表の吉村県議の三名から連帯と激励のあいさつを頂きました。

来賓紹介の後、長崎県平和運動センターの松田会長が乾杯を行い、それぞれに新春の挨拶を交わし歓談しました。

最後に、更なる団結・結束を誓い、九州ろくさんの森田本部長の音頭で元氣よく「団結カンパロウ」を三唱して閉会しました。

各支部 旗開き開催 (1 月 9 日～1 月23日)



一月九日の大浦支部を皮切りに、一月二十三日まで、各支部では新年の活動のスタートと位置づけ、組織の融和と団結を図るため、支部役員・青年部・主婦会に案内し「支部旗開き」を盛会に開催。

今年も成人・女性の厄入り・初老・還暦・古希・喜寿・米寿を迎えられる方々にも参加頂き、共済より祝い金をお渡しし、皆で今年一年の飛躍・発展を誓い合いました。

応急仮設木造住宅建設に関する 講習会を開催

一大工職人、自治体関係者80名が参加一

十二月十六日 (日) 午前一〇時から、諫早市にて応急仮設木造住宅建設に関する講習会が開催されました。

応急仮設住宅は熊本地震の際にも建設され、その多くはプレハブ住宅ですが、木造の仮設住宅も地元業者の協力により建設されました。その居住性の高さが評価されているところです。

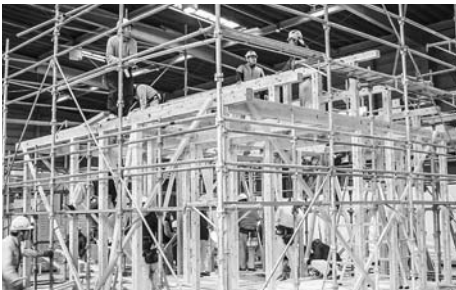
そこで災害発生時には混乱の中、迅速な対応が求められるため、事前の準備がたいへん重要になってきます。

大規模災害に備えるため、今回初めて応急木造住宅の勉強会が、全木協長崎県協会 (建設長崎・JBN・全建総連) 主催で開催され、長崎県内の大工職人、自治体より長崎県住宅企画課、

諫早市副市長などおよそ八〇人が参加しました。

あらかじめ必要な長さに切られた木材を使い九坪の住宅の骨組みを建てたあと、中央の柱を二つの世帯の壁に見立て、防音効果を高くするために、一般住宅ではあまり使ったことがない、防音パネルを二枚重ねにする方法などを学んでいました。

木造の仮設住宅は資材の搬入や調達がいやしく、住む人が過ごしやすいといったメリットがあります。長崎県協会副会長の船津執行委員長は、いつ災害が起きるか分からないので、災害に備えて被災者が住める住宅を迅速に供給できるようにしたいと挨拶を述べました。



お礼

平成三十一年度国保組合の補助金は
ほぼ昨年並みの現行補助水準を
確保することができました

厳しい国の予算状況のなか、組合員並びにご家族の皆さんのハガキ書き要請活動、地元選出国会議員要請、そして全建総連と全国の仲間の総力を挙げた取り組みの結果です。国保補助金確保の決定にあたり、皆様のご協力に心よりお礼申し上げます。

平成三十一年 一月十日

長崎県建設産業労働組合
長崎県建設事業国民健康保険組合
代表 船津 栄 市

医療費控除を受けられる際の領収書添付は不要です（平成29年分より）

医療費控除の計算には、医療を受けた方の病院・薬局ごとの医療費合計、生命保険等で補填された金額が必要です。受付時には領収書等をご持参ください。また受付時の混雑を避けるためにも、出来るだけ事前に個人毎の一年間の医療費合計額を計算してきて頂きますようお願いいたします。

領収書の代わりに【医療費控除の明細書】の添付が必要です。
健康保険組合等（長建国保など）より送付される医療費通知（医療費のお知らせ）を添付する場合は、その部分の明細への記入は省略できます。
医療費の領収書は5年間保存が必要。また平成31年分申告までは領収書の添付も可。

医療費控除を受けられる方は、
領収書＋医療費通知（医療費のお知らせ）を必ずご持参ください。

平成30年分申告時の変更点

～配偶者（特別）控除が変わります～



- ①配偶者控除の金額が、配偶者の合計所得金額のほか、申告する方の合計所得金額に応じて適用されることとなりました。なお、申告する方の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができません。
- ②配偶者特別控除の金額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。（改正前：38万円超76万円未満）

		あなた（居住者）の合計所得金額			種 控 除 の 類
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者の合計所得金額	38万円以下 (70歳未満)	38万円	26万円	13万円	配 偶 者 控 除
	(70歳以上)	48万円	32万円	16万円	
	38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	配 偶 者 特 別 控 除
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	
	123万円超	0円	0円	0円	

受付時間：午前10時～午後4時まで

【 県 央 総 支 部 】			
支部	実施日	対 象 分 会	会 場
諫 早	2月15日(金)	上山、中央、北部、永昌	支部事務所
	2月18日(月)	西部、三浦、南部、長田	
	2月19日(火)	森山、飯盛、有喜	
大 村	2月20日(水)	小長井、高来、本野	
	2月22日(金)	その他、全分会	
島 原	2月25日(月)	鈴田、大村第1	支部事務所
	2月26日(火)	大村第2、西大村1・2・3	
	2月27日(水)	萱瀬、竹松1・2、松原	
	2月28日(木)	福重、彼杵、その他	
島 原	2月12日(火)	島原市および南目地区	支部事務所
	2月13日(水)	西部連合分会	千々石公民館 2階
	2月14日(木)	島原市および北目地区	支部事務所

【 県 北 総 支 部 】			
支部	実施日	対 象 分 会	会 場
中 佐 世 央 保	2月12日(火)	大和、旭、光海、清水、船越愛宕	県北総合会館
	2月13日(水)	春日、花園、山祇、天神福石	
佐 世 保 東	2月6日(水)	広田、波佐見、三川内	支部事務所
	2月7日(木)	宮、川棚、針尾	
	2月8日(金)	黒髪、早岐、日宇	
佐 世 保 北	2月27日(水)	皆瀬、本山、吉岡、相浦棚方	中里皆瀬地区 公民館
	2月28日(木)	上相浦、日野、大野西、松瀬瀬戸越、柚木	
北 松	2月20日(水)	佐々、小佐々、鹿町	佐々文化会館
	2月21日(木)	吉井、世知原、江迎、松浦	
平 戸	2月18日(月)	平戸北、中部、津吉	支部事務所
	2月19日(火)	田平、生月、度島	

平成30年分確定申告(所得税・消費税) 受付日程のお知らせ

受付の時に用意してくるもの

- ①税務署から送って来た申告用紙及び印鑑と筆記用具
- ②記帳簿（売上・仕入・外注費・労務費・一般経費等が記入されているもの）
- ③家族全員の氏名・生年月日
- ④生命保険・個人年金・損害保険料（地震保険）の控除証明書（領収書は認められませんので、必ず、控除証明書をお願いします。）
- ⑤配偶者で、パート等の収入があり、扶養家族になる人は、収入明細書を持参下さい。（源泉徴収票も可）
- ⑥国民年金や市町村国保加入の人は、控除証明書、又は領収書（平成30年中に納付した分）



- ⑦医療費控除を受ける人は、病院・薬局等の領収書と**医療費通知**（医療費のお知らせ）
 - ⑧不動産収入のある人は、収入明細書とその所在地
 - ⑨農業収入がある人は、農業収入・支出明細書（収支計算書等）
 - ⑩住宅取得控除を受ける人は、銀行から年末残高証明書、初めて受ける人は加えて住民票・請負契約書・売買契約書・登記簿謄本（今年初めて住宅取得控除を受ける人は、事前に支部事務所に問い合わせして下さい。）
- 《注意事項》
組合は「記帳補助者」です。ご本人の申告は、「自主記帳・自主申告・自主納付」が原則です。
再計算で、確認しましょう。

※女性担当者も原則として税金受付会場に入るため、支部によっては受付当日に支部事務所を閉めさせて頂く場合があります。

法令により個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。マイナンバーに関する下記の書類を確認の上、ご持参ください。

記載することとされているマイナンバーは税納者本人と扶養親族等です。
なお確定申告書等の提出の際には、「マイナンバーの記載」＋「本人確認書類の写し」の添付が必要です。

（本人確認書類）

◆マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
●通知カード
●住民票の写し又は住民票記載事項証明書 （マイナンバーの記載があるものに限ります。） などのうちいずれか1つ

＋

身元確認書類
《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証
●パスポート ●身体障害者手帳
●在留カード などのうちいずれか1つ

総支部別受付日程

【 中 央 総 支 部 】			
支部	実施日	対 象 分 会	会 場
中 央	2 月 5 日(火)	桜馬場、勝山、片淵、西山田上、愛宕	地区労会館 2 階
	2 月 6 日(水)	佐古、小島、風頭、茂木その他	
	2 月 7 日(木)	稲佐、旭、飽の浦、小桝福田、西坂、銭座	
	2 月 8 日(金)	磨屋、伊良林、本河内、日見	
大 浦	2 月25日(月)	上田、出雲、南山手、小菅小島、戸町、新戸町、その他	地区労会館 2 階
	2 月26日(火)	第 1 日の出、第 2 日の出、東山、川上、南八景	
市 南	2 月19日(火)	平山、為石、蚊焼、川原	三和公民館
	2 月20日(水)	高浜第 1、高浜第 2、岬木場野母、その他	三和公民館
	2 月21日(木)	小ヶ倉、土井首、江川、竿浦深堀、香焼	南部 市民センター
東 長 崎	2 月13日(水)	戸石、飯盛	長崎市 植木センター
	2 月14日(木)	田ノ浦、矢上上、矢上下	
	2 月15日(金)	古賀、多良見、その他	

【 浦 上 総 支 部 】			
支部	実施日	対 象 分 会	会 場
浦 上 西	2 月12日(火)	竹の久保、城山、小江原	組合本部
	2 月13日(水)	滑石 2 ・ 3 ・ 4	
	2 月18日(月)	西北、岩屋、横尾	
	2 月21日(木)	三重、三重団地、鳴見台畝刈	三重地区 市民センター
	2 月22日(金)	青山、花園、油木	組合本部
	2 月25日(月)	江里、西町、その他	
浦 上 東	2 月26日(火)	本原、三原、住吉	組合本部
	2 月27日(水)	昭和、上野、緑、坂本	
	2 月28日(木)	本尾、三川、女の都川平、その他	
西 彼	2 月 5 日(火)	長与連合分会	長与地区 ふれあいセンター
	2 月 6 日(水)	外海、大瀬戸、西海	外海公民館
	2 月 7 日(木)	琴海、西彼、西海	琴海文化 センター
	2 月 8 日(金)	時津連合分会	時津町北部 コミセン

各支部賃金拡大委員会開催日程（支部順）

支部名	日程	開始時間	会場
中央	2月26日(火)	19：00	地区労2階
大浦	2月20日(水)	19：00	地区労2階
市南	2月21日(木)	19：00	支部事務所
東長崎	2月19日(火)	19：00	支部事務所
浦上西	2月25日(月)	19：00	組合本部
浦上東	2月22日(金)	19：00	組合本部
西彼	2月22日(金)	19：00	支部事務所
諫早	2月26日(火)	19：00	支部事務所
大村	2月27日(水)	19：00	支部事務所
島原	3月1日(金)	19：00	支部事務所
佐世保中央	2月21日(木)	19：00	県北会館
佐世保東	2月26日(火)	19：00	支部事務所
佐世保北	2月22日(金)	19：00	中里皆瀬地区公民館
北松	2月20日(水)	19：00	支部事務所
平戸	2月19日(火)	19：00	支部事務所

イノシシ

新年

クロスワードパズル

解答図

アケマシテオメデトウ

ガランドウミスマスイ

ヤクシヤチコクハトナ

マヒクマトジブタカワ

クナカナオリンポウシ

ジカンツリヤシヨクロ

ラクガキエイキヨウエコ

ムジンイガウン

チヨトツモウシン

（瓜坊）＝イノシシの子。

2019年

新春クイズ

当選者発表

二級建築施工管理技士対策講座

受講生募集中!!

受講申込受付

講習場所

講習期間

講習時間

受講料

講習内容

募集人員

受験資格

4月より随時受付

長崎建設技術専門学院
(095-861-9261)
大村建設技術専門学院
(0957-53-8385)

平成31年7月上旬～10月下旬まで
(28日間予定)

毎週3回予定
午後6時30分～9時まで

30,000円

建築一般Ⅰ・建築一般Ⅱ・安全管理・施工計画・品質管理・工程管理・法規Ⅰ・法規Ⅱ・実技全般

各校とも最低5名以上で実施

(実務経験) 高等学校(指定学科卒)3年以上
指定学科以外卒業後4年6ヶ月以上
実務経験者8年以上
大学・専門校により実務経験は異なります。

※受講希望者で早目の申込があれば、願書は学院で準備します。

クロスワードの答え

動物推理クイズの答え

答え

キツネーB
イヌーC
ウサギーD
パンダーA

	A町	B町	C町	D町
エネルギーエコ	太陽光で電気ので産地消進めます	マグカップ持参でカフェの料金を半額！	カフェの飲み物のストローを紙に	カフェなどでの冷暖房シェアにクーポン配布
観光街づくり	漁村食堂に若者を呼び込みます！	自転車をシェアする仕組みをつくります	公共施設や食堂を完全禁煙に	サンゴが名物の島の景観をアピール！
教育・福祉目玉	教育の無償化を進めます	タバコ税の増税分で保育園をつくります	公共の乗り物の無料バスを配布	障害者雇用に積極的に取り組みます

新春お年玉クイズに多数のご応募いただきありがとうございました。
(応募総数 一三五通)
(正解者数 二〇通)
正解された下記の方に記念品を送付させていただきます。

池田 良雄 (中央支部)

椎山 和彦 (中央支部)

野上 哲秀 (中央支部)

山下 俊之 (市南支部)

森山 仁 (市南支部)

森 隆幸 (東長崎支部)

村井 晴男 (浦上西支部)

中尾 亮 (浦上東支部)

新井 俊範 (浦上東支部)

松尾 孝 (西彼支部)

林 イチ子 (西彼支部)

山口 昇 (諫早支部)

近藤 昌博 (諫早支部)

山口 誠一郎 (諫早支部)

小森 真一郎 (諫早支部)

福島 輝彦 (諫早支部)

金子 芳雄 (大村支部)

土居 光雄 (佐世保中央支部)

土居 京子 (佐世保中央支部)

増田 仁志 (平戸支部)

入学(小学校・中学校)祝金支給のお知らせ

今年、小学校・中学校に入学される子供さんには入学祝金が支給されます。申請については、二月八日(金)までに手続きをお願いします。

申請方法

①(長建国保に未加入の子供さん)

印鑑、子供の生年月日がわかるものを持参の上、支部事務所で申請をお願いします。(保険証等)

②(長建国保に加入している子供さん)

事務所で一括処理しますので申請の手続きは不要です。

※給付時ハガキで通知します。

※詳細は各支部事務所へお尋ね下さい。

入学(小学校・中学校)

祝金支給のお知らせ

支部だより

大村支部

『仲間募集中』

大村支部主婦会は十二月十四日、定例会はフラワーボックス作成に挑戦してみました。

島原支部主婦会で作られたものを参考に(作り方は十二月号の新聞に島原支部主婦会で掲載)オアシスを箱に合わせて切るところかなってあります。

毎月第二金曜日の午後から開催しています。大村支部の奥様方気軽に足を運んでみてはいかがでしょうか？

らはじまりますが慎重に切っても斜めになったりと意外と難しかったです。しかし、完成した作品をみて皆さん、満足げな表情でした(笑) その後に今後の活動等を話し合いながら食事をし、平成三十年の定例会は終了しました。

新しい仲間も加わり今までより一層楽しい定例会となっておりま。

第三者の行為によってケガをしたときに国民健康保険を使用する場合は組合への連絡と届出が必要です

国保だより

◆第三者の行為とは

- 相手方がいる交通事故
- 同乗していた車やバイクが事故を起こしたことでケガをした場合
- ケンカ等、暴力を振るわれてケガをした場合
- 他人の飼っている動物に咬まれてケガをした場合
- 飲食店等で食中毒になった場合等

※ 工作中または通退勤途中のケガの場合、原則、国民健康保険を使用することができません。

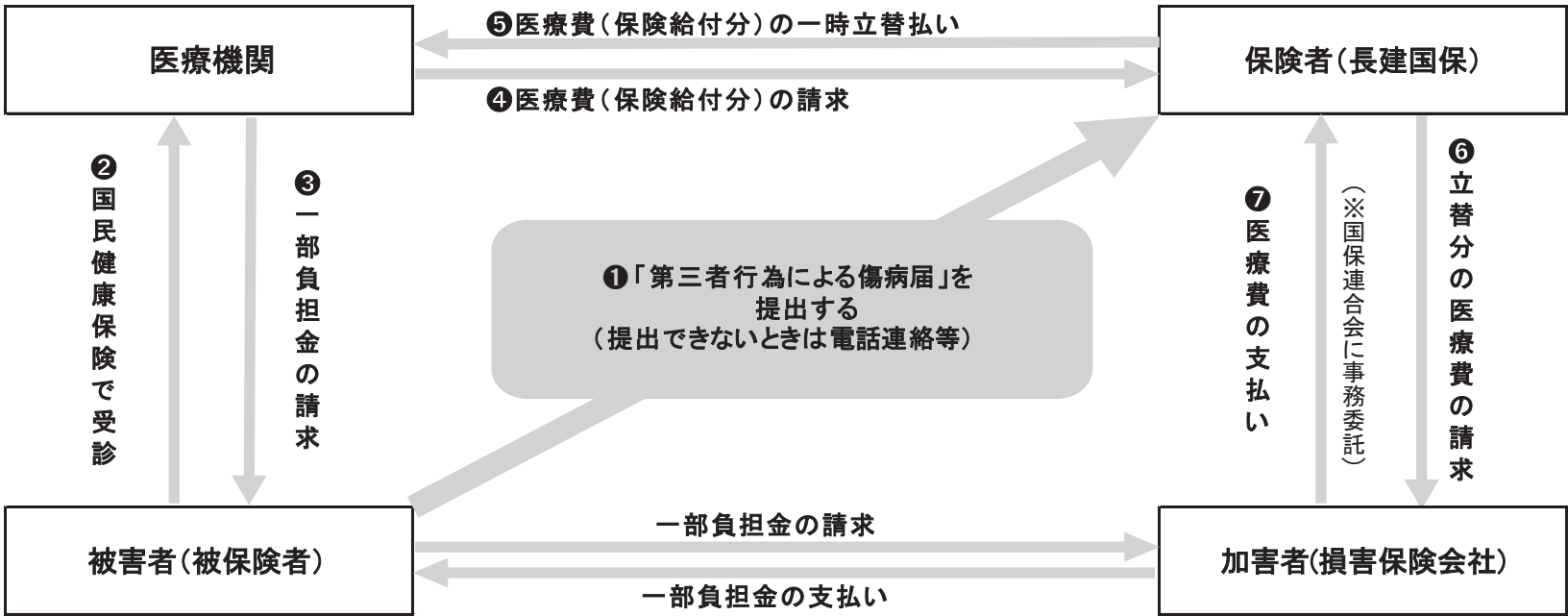
このような第三者行為によるケガで国民健康保険を使用した場合は、「第三者行為による傷病届」を組合（長建国保）にご提出ください。すぐに提出できない場合には、取り急ぎ事故等の状況を電話等でお知らせいただき、後日できるだけ早く書類の提出をお願いいたします。

◆届出が必要な理由について

自動車事故等の第三者行為によりケガをしたときの治療費は、本来、加害者が負担するのが原則です。しかし、業務上や通勤災害によるものでなければ、国民健康保険を使って治療を受けることができますが、この場合、加害者が支払うべき治療費を国民健康保険が立て替えて支払うこととなります。

そこで、長建国保が後日、加害者に対して保険給付した費用を請求する際に「第三者行為による傷病届」が必要となりますので、すみやかに提出をお願いいたします。

◆第三者行為による事務処理の流れ



※長建国保は第三者行為による求償事務を長崎県国民健康保険団体連合会に事務委託しています。

◆届出いただく書類

第三者行為による傷病届	被保険者等が記入することになりますが、相手側（損害保険会社等）に依頼できる場合は、相手方の記入も可能です。事故証明書を参考に記入して下さい。
事故発生状況報告書	交通事故の場合、事故の状況や過失割合を判断するうえで、重要な書類となりますので、できるだけ詳しく記入して下さい。
同意書（念書）	相手方（加害者）の損害保険会社等へ損害賠償請求をする際、医療費の内訳（診療報酬明細書の写）を添付します。個人情報の提供となるため、ご本人の同意をお願いします。 また、立替え分の治療費が加害者に請求できなくなることを防ぐため、「加害者と示談する場合は事前にご報告いただくこと」、「白紙委任状を渡さないこと」、「金品受領があった場合は必ずご報告いただくこと」についてもあわせて同意をお願いします。
誓約書	相手側（加害者）に記入していただく書類です。
事故証明書	(交通事故の場合のみ) 交通事故証明書を必ず添付して下さい。その際、「物件事故」となっている場合は、人身事故証明書入手不能理由書が必要です。



保険証更新における大切なお知らせ

「扶養認定には証明書類が必要」

長建国保に加入する家族（被保険者）の方の加入要件は、組合員の収入によりその世帯に属するご家族の生計が維持されていることを基本としています。このことから、資格取得時や年に一度の保険証の更新の際、ご家族の現況、並びに収入の有無等につきまして証明書類により資格の確認をさせていただきます。

※ 昨今、毎年三月の保険証の更新の際、現況無収入としてご申告いただいたにもかかわらず一定以上の収入があることが判明したケースや、証明書類の提出をお約束したにもかかわらず履行いただけないケースが一部に見受けられるなど、扶養の認定に支障等が生じています。

このような状況がありますので、適正な資格認定を実施するにあたり、保険証の更新の際には、ご家族高校生以下の方を除く）に係る所定の証明書類を必ずご提出下さい。尚、更新時に所定の証明書類を提出されない場合は、ご家族の現況確認等ができませんので保険証の更新ができない場合があります。組合員世帯の皆様には被保険者の資格の確認に際しご理解並びにご協力をお願いいたします。

◆ 保険証の更新の際には、ご家族（高校生以下の方を除く）に係る次のいずれかの書類をお持ち下さい。

- 確定申告書の写し
- 給与所得源泉徴収票の写し（給与所得及び年金受給者の方は、給与所得源泉徴収票及び公的年金等の源泉徴収票の写し）
- 勤務先の賃金支払（見込）証明書
- 組合員の所得控除（配偶者控除「扶養控除」）を受けている場合は、当該組合員の確定申告書の写し
- 民生委員による確認書（組合員の申立事項に対する事実確認）
- 在学証明書、又は学生証の写し（来春大学等に入学される場合は入学後に在学証明書を提出して下さい。）
- 施設等の在所証明書

※ 年間収入（給与や年金等）が百三〇万円（六〇歳以上は百八〇万円）以上ある（又は見込まれる）場合は、扶養認定ができません。

※ 証明書記載内容等によっては加入要件に該当しないため、扶養認定ができない場合があります。

特定健診を受けましょう！

特定健診対象者の皆様には受診に必要な案内書（受診券、特定健診実施機関一覧表、質問票）をお送りしていますので再度ご確認ください。
尚、紛失された場合は再発行させていただきますので組合までご連絡下さい。

特定健診～メタボ予防に着目した健康診断～

対 象 者	長建国保に1年以上加入している40～75歳未満の方で、特定健診受診券の交付を受けている方
受診できる医療機関	組合指定の医療機関 （「特定健診実施機関一覧表」に記載されている医療機関） ※一覧表に記載されていない健診機関では受診することができません。
申込方法	ご希望の医療機関へ直接申込・ご予約をお願いします。
健診に必要なもの	○受診券 ○質問票 ○保険証
検査項目	・身体計測 ・血圧 ・血中脂質検査 ・肝機能検査 ・血糖検査 ・尿検査 ・問診 ※一部の医療機関では「組合特別健診」として胸部X線検査も行います。 ※上記以外で医師の判断により下記詳細な検査が行われる場合があります。 ・貧血検査 ・心電図検査 ・眼底検査
自己負担	受診券にて受診した場合に限り自己負担はありません。
受診できる期間	受診券に記載されている有効期限までに受診して下さい。

受診しやすい医療機関を選択し、ご都合の良い日時を直接予約すると受診できます。お仕事などで決められた日時に受診できなかったときも再度予約すれば受診できますので大丈夫。くれぐれも先延ばしにしないようお早めに受診いただくことをおすすめします。

◆インフルエンザの予防接種費用を助成◆

長建国保では加入している被保険者（組合員・家族）全員を対象に、季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザのワクチン接種に係る費用の補助を実施しております。

《補助の対象者》
長建国保加入の被保険者組合員及び家族

《補助の対象》
季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザのワクチン接種（以下予防接種という）に係る自己負担の費用が一回につき、一、五〇〇円を超えた場合、一、五〇〇円を超えた額を補助

《補助申請の期間》
補助の申請は予防接種を受けた日の属する月の末日から起算して六ヶ月以内となっており、接種後早めに申請して下さい。（例）一月十日に予防接種をした場合は、七月三十日迄に申請が必要です。

《申請に必要なもの》
①被保険者証
②予防接種の費用と分かる領収書及び明細書等

《補助の申請》
当該組合員が所属する長崎県建設産業労働組合の支部窓口で被保険者証を提示し、申請書（様式第一号）に予防接種の領収書等を添え申請して下さい。

《補助対象期間》
今年度のインフルエンザの予防接種の助成対象期間は、平成三十一年三月三十一日迄となっております。（※この期間のうち、実際にワクチンをうてる日は市町村や医療機関毎に異なる事がありますので、お住まいの市町村窓口や接種を予定されている医療機関にお問い合わせ下さい。）

③印鑑
《補助の交付》
補助金の交付は、申請に問題がなければ受付時に支部窓口で交付いたします。（申請時に交付）

温泉でリラックス！

■指定温泉施設の入浴料割引及び補助制度

長建国保では、組合員及び家族の健康の保持増進を図るため「指定温泉利用料金の割引及び補助制度」を実施しています。ぜひご利用ください。

■利用料金の割引
指定温泉と契約し、規定料金より安い料金で利用できます。

■利用料金の補助（小人料金には、割引はありません。）
補助券により、割引料金より更に安い料金で利用できます。
規定料金－メンバーズカード割引＝割引後の料金
割引後の料金－補助券（300円）＝利用者負担金
・長建国保加入組合員（年間20枚） 組合のみ加入（年間6枚）
※詳細については各支部事務所へお問い合わせ下さい。

メンバーズカード

補助券

保険証の番号・氏名の記入が必要です。

長崎県建設事業国民健康保険組合 指定温泉一覧表								
2019年1月1日								
	指定温泉名称	利用区分	規定料金	割引後の料金 (メンバーズカード)	補助券の額 (温泉券利用)	利用者負担 (自己負担)	所在地 電話番号	設 備
長崎・西彼地区	稲佐山温泉 アマンディ	大人（中学生以上）	840円	810円	▲300	510円	長崎市 曙町39-38 095-862-5555	和風天然温泉、岩盤浴、バリ風天然温泉
		小人（3歳以上）	400円	350円	－	350円		
	野母崎炭酸温泉 Alega 軍艦島	大人（中学生以上）	410円	－	▲300	110円	長崎市 野母町692-1 095-893-1133	大浴場、ジャグジー、打たせ湯、サウナ、寝湯、休憩室
		小人（4歳以上）	200円	－	－	200円		
	ふくの湯	大人（中学生以上）	830円	－	▲300	530円	長崎市 岩見町451-23 095-833-1126	大浴場、露天風呂、サウナ、岩盤浴
		小人（3歳以上）	400円	－	－	400円		
	i+Land nagasaki (アイランドナガサキ)	大人（中学生以上）	750円	650円	▲300	350円	長崎市伊王島町1丁目3277-7 095-898-2202	癒湯（露天風呂）、内湯、釜風呂、壺風呂、檜風呂、露天足湯、樽風呂、炭のうたせ湯、寝湯
		小人（小学生）	360円	－	－	360円		
	長崎温泉 喜道庵	大人（中学生以上）	1,550円	－	▲300	1,250円	西彼杵郡長与町 岡郷2762-1 095-887-4126	大浴場、露天風呂
		小人（5歳以上）	780円	－	－	780円		
		幼児（5歳未満）	0円	－	－	0円		
	道の尾温泉	大人（中学生以上）	600円	－	▲300	300円	西彼杵郡長与町 高田郷284 095-856-2631	大浴場、ジェットバス、打たせ湯、ジャグジーシャワー、ミストサウナ
		小人（小学生）	320円	－	－	320円		
		幼児（6歳以下）	160円	－	－	160円		
	ゆりの温泉	大人（中学生以上）	750円	600円	▲300	300円	西彼杵郡長与町 高田郷2289-2 095-856-2617	寝湯、ジェットバス、サウナ、水風呂、露天風呂、タル湯
		小人（3歳以上）	350円	－	－	350円		
県央地区	天然温泉＆ホットヨガ 諫早もとの湯	大人（中学生以上）	650円	－	▲300	350円	諫早市本野7-1 0957-25-8822	露天風呂、薬湯風呂、サウナ
		小人（4歳以上）	350円	－	－	350円		
	サンスバ おおむらゆの華	大人（中学生以上）	650円	550円	▲300	250円	大村市 森園町663-3 0957-50-1126	サウナ、冷水風呂、壺湯、ジェットバス、寝湯、塩サウナ、家族風呂、シェイプアップバス
		小人（小学生）	300円	－	－	300円		
		幼児（3歳以上）	200円	－	－	200円		
	龍神温泉 かやぜの湯	大人（中学生以上）	700円	600円	▲300	300円	大村市 田下町17-3 0957-47-8245	内風呂、露天風呂、食事処、仮眠室、マッサージ室
		小人（小学生）	300円	－	－	300円		
		幼児（4歳以上）	200円	－	－	200円		
	青雲荘	大人（中学生以上）	660円	－	▲300	360円	雲仙市小浜町 雲仙500-1 0957-73-3273	露天風呂、大浴場、休憩場、レストラン、宴会場
		小人（4歳以上）	330円	－	－	330円		
		〔外湯〕大人（中学生以上）	420円	－	▲300	120円		
	望洋荘	大人(高校生以上)〔7:30～16:30〕	540円	－	▲300	240円	雲仙市小浜町 南本町10 0957-74-3141	大浴場、露天風呂、ジェット泡風呂、休憩場、レストラン
		大人(高校生以上)〔16:30～22:00〕	324円	－	▲300	24円		
		小人（2歳以上）〔7:30～16:30〕	270円	－	－	270円		
		小人（2歳以上）〔16:30～22:00〕	108円	－	－	108円		
県北地区	ザ・パラダイス ガーデン サセボ （※1）	大人（中学生以上）	800円	－	▲300	500円	佐世保市 崎岡町853-12 0956-39-4800	うずしお温泉美人の湯、露天風呂、貸切家族風呂
		小人（小学生）	400円	－	－	400円		
		幼児（3歳以上）	250円	－	－	250円		
	ホテルローレイ ばってんの湯 （※1）	大人（中学生以上）	700円	560円	▲300	260円	佐世保市 南風崎町449 0956-59-3939	大浴場、打たせ湯、寝湯、露天風呂、サウナ、休憩室、食事処
		小人（小学生）	400円	－	－	400円		
	はさみ温泉 湯治楼	大人（中学生以上）	600円	－	▲300	300円	東彼杵郡 波佐見町 長野郷558-3 0956-76-9008	大浴場、露天風呂、サウナ、休憩室、食事処
		小人（小学生）	300円	－	－	300円		
		幼児（3歳以上）	200円	－	－	200円		
	平戸たびら温泉 サムソンホテル	大人（中学生以上）	900円	700円	▲300	400円	平戸市田平町 野田免210-6 0950-57-1110	展望露天風呂、電気風呂、ジャグジーエステ風呂、座り湯、サウナ、岩盤浴（別料金）、家族風呂（別料金）
		小人（小学生）	400円	－	－	400円		

○「平戸千里ヶ浜温泉ホテル蘭風」はメンバーズカード・温泉券が利用できなくなっております。
（※1）毎月26日「風呂の日」は規定料金が半額となり、補助券の使用は出来ません。
（※）料金など変更になっている場合もありますので、詳細については各温泉施設までお問い合わせ下さい。